

即時抗告申立理由書

東京高等裁判所 御中

平成29年4月21

抗告人代理人弁護士 森 公任
同 弁護士 森元 みのり
同(担当) 弁護士 鈴木 信作
同(担当) 弁護士 内野 翠

森公任の印
森元みのりの印
鈴木信作の印
内野翠の印

(1) 判断根拠

原審判は、月2回の面会交流の実施を命じているが、その判断の根拠が不明である。

平成8年1月から12月までの間に横浜家庭裁判所において面会交流が認められた事案のうち、月2回以上の実施を認めたものは全体の3%にすぎず、大多数の74%が月1回の実施を認めたものである(甲24の280頁)。

とすれば、面会交流の実施を認めるとしても、月に1回の実施とするのが通例であり、月に1回の実施を超える面会交流を認めるのであれば、より多くの面会交流を認めるべき必要性、相当性などを含めた特段の事情が必要であると考えられる。

原審は、面会交流の頻度の判断の根拠として「その上で、長男の年齢、相手方の生活状況等」を挙げているところ、「その上」が指す(2)で記載されている内容は、面会交流の実施を認めるべきであるとする根拠と付添型援助を不要と判断する根拠のみであり、月2回、1回6時間程度という頻度と長さの判断理由を示しておらず、ここに理由不備が認められる。

甲 2 4	家事調停における面接交渉権の実証的研究 司法研修所論集 創立50周年記念特集号1997-II (第98号)	写し 抜粋	H9.2	大塚正之	面会交流が実施が認められた事案のうち、74%が月に1回の実施を認め、月に2回以上の実施を認めたものは全体の3%にすぎないこと等
-------------	--	--------------	------	------	---